

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

にかほ市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

にかほ市長

## 公表日

平成27年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、世帯内に国民健康保険被保険者を有する世帯主に対し、所得・人数の状況に応じて国民健康保険税の賦課決定を行う。  本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税の納税証明書の発行 ③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 ④国民健康保険税の特別徴収事務 ⑤国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に該当する場合は、申請により軽減） ⑥国民健康保険税情報の照会、回答 ⑦その他、国民健康保険税に係る事務
③システムの名称	国民健康保険税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税課税台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一の16、30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項（46の項） ・情報照会にかかる項（27、42、44、45の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 山田 克浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	にかほ市 総務部 総務課 総務行政改革班 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 0184-43-7507
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	にかほ市 財務部 税務課 市民国保税班 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 0184-43-7505

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる